

追 補

平成23年法律第36号

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律

民事訴訟法の新設条文

第一編 第二章 第一節 日本の裁判所の管轄権

〔平23法三六本節追加〕

●解説

① 国際裁判管轄の意義

民事上の紛争に関する訴えを提起された裁判所が受訴裁判所になりうるためには、その裁判所がその訴えについて民事裁判権を有することが必要である。国際裁判管轄は、国際的な視点からは、いずれの国の裁判所に裁判権を配分することが妥当かという問題であるが、国内の法制としては、日本の裁判所に民事裁判権が帰属するかどうかを定める基準であると考えられる。

② 国際裁判管轄と国内土地管轄の関係

国際裁判管轄に関する規律は、日本の裁判所に民事裁判権が帰属する範囲を定める基準であり、他方、国内土地管轄の規定は、日本の裁判所が民事裁判権を有することを前提としたうえで、日本国内のいずれの裁判所が土地管轄を有するかを定める基準である。すなわち、理念的には、まず、国際裁判管轄の規律により、日本の裁判所に訴えを提起することができるかどうか定まり、次に、国内土地管轄の規定により、日本国内のいずれの裁判所に訴えを提起することができるかが定まることとな

る。ただし、当事者双方が日本国内に住所を有しているような純然たる国内事件の場合は、被告が日本国内に居住していることから、三条の二第一項等により日本の裁判所が国際裁判管轄を有することとなり、国際裁判管轄の存否が争点となることはほとんどないと考えられる。

③ 国内土地管轄と国際裁判管轄の差異

国際裁判管轄と国内土地管轄は、いずれも広義の土地管轄の問題であり、いずれの規律も、当事者間の衡平および適正・迅速な裁判の実現等の理念に基づき、事案の性質、当事者の応訴の負担、証拠の所在地等を考慮して定められる点で共通する。

しかしながら、国内土地管轄の規律は、同一の司法制度、訴訟手続、使用言語を前提として、国内のいずれの裁判所が管轄を有するかを定めるものであり、当事者の衡平を図るため必要があると認めるときは、裁判所は、国内の他の管轄裁判所に訴訟を裁量移送することができる（一七）。これに対し、国際裁判管轄の規律は、実質的には、司法制度、訴訟手続、使用言語が異なる国のうちいずれの国の裁判所に民事裁判権が帰属すべきかを定めるものであり、裁判所は訴訟を裁量移送することにより当事者

間の衡平を図ることはできない。

平成二三年の民事訴訟法改正（平23法三六）により設けられた国際裁判管轄の規律と現行民事訴訟法の国内土地管轄の規律とは、その内容が異なる場合があるが、その理由は、前記のとおり、国際裁判管轄の存否を定めるにあたって、国内土地管轄と異なる要因を考慮する必要があるからである（具体的には、各条の解説参照）。

④ 直接管轄と間接管轄

本節の規定は、日本の裁判所に提起された訴えについて日本の裁判所が国際裁判管轄を有するか否かという基準を定めるものである（これを「直接管轄」という）。外国の裁判所がした判決（外国判決）を承認・執行する場合において、当該判決国が国際裁判管轄を有するか否かという場面でも国際裁判管轄が問題となる（これを「間接管轄」または「承認管轄」という）。直接管轄と間接管轄との関係については、わが国においては、原則として直接管轄の基準に従うとするのが通説であることから（いわゆる鏡像理論）、外国判決の承認要件としての外国裁判所の管轄（一一八）については、本節の規定を仮定的に適用して、当該判決国が国際裁判管轄を有することになるか否かにより決することとなる。

⑤ 改正に至る経緯

平成二三年改正前の民事訴訟法には、国内土地管轄についての規定は存在するが、国際裁判管轄についての明文の規定は存在しなかった。現在の裁判実務においては、最判昭56・10・16民集三五巻七号一二二四頁（マレーシア航空事件）、最判平9・11・11民集五一巻一〇号四〇五五頁（ファミリー事件）等を

踏まえ、基本的には民事訴訟法の国内土地管轄の規定に依拠しつつ、各事件における個別の事情を考慮して、「特段の事情」がある場合には日本の裁判所の国際裁判管轄を否定するという枠組みにより国際裁判管轄の有無が判断されている。

しかしながら、これらの判例は、個々の訴えの類型に即して国際裁判管轄の判断基準を示したのではなく、一般的な準則を示したものにすぎないため、従前から、当事者の予測可能性および法的安定性を担保するためには国際裁判管轄のルールを法律で明確に定めることが望ましいと指摘されていた。平成八年の民事訴訟法改正（平8法一〇九）の際にも、財産権上の訴えに関する国際裁判管轄の規律が検討の対象とされたが、当時、ヘーグ国際私法会議において、国際裁判管轄に関する一般的かつ広範な条約を作成することが検討されていたことなどから、国内法制の整備は見送られた。結局、条約交渉は、交渉国間の対立等もあって、当初意図したような一般的かつ広範なルールの合意に至らず、平成一七年に管轄合意に関する小規模な条約が採択されるにとどまり、近い将来、国際裁判管轄についての多国間条約が作成される見込みは失われ、国際裁判管轄の法制化は国内法の整備に委ねられることとなった。

そこで、平成二〇年九月以降、法務省に設置された法制審議会国際裁判管轄法制部会における審議検討が開始され、平成二二年三月、「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、最終的に、平成二三年四月二八日に成立し、同年五月二日に公布された。「日暮直子」

（被告の住所等による管轄権）

第三条の二 裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

2 裁判所は、大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、前項の規定にかかわらず、管轄権を有する。

3 裁判所は、法人その他の社团又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

〔平23法三六本条追加〕

① 本条の趣旨
本条は、国内土地管轄の普通裁判籍に相当する規定である。

② 人に対する訴え（本条Ⅰ）
本項は、自然人に対する訴えについて、その住所等が日本国内にあるときに、日本の裁判所が管轄権を有することを定めるものである。

本項は、国際的な事案においても、相当な準備を

して訴えを提起することのできる原告と、不意に訴えを提起されて応訴を余儀なくされる被告との間の衡平を図る必要があることなどから、国内土地管轄に関する四条一項および二項と同様の趣旨に基づき、自然人に対する訴えについて、その住所が日本国内にある場合に日本の裁判所が管轄権を有するものとされている。

また、本項は、被告の住所がない場合または住所が知れない場合には、住所について被告と関連性のある場所である居所を基準に管轄権を定めることとし、その者の居所が日本国内にあるときは、日本の裁判所が管轄権を有することとされている。

さらに、本項は、国内外に被告の住所も居所もない場合またはその所在が知れない場合には、世界のどこかに少なくとも一つは国際裁判管轄が認められる地が存在するようにする必要があると考えられることから、被告の最後の住所を基準に管轄権を定めることとされている。

ただし、裁判所が外国における住所の有無も含めて調査をし、日本国内に被告の最後の住所が存在したかどうかを認定することは困難であると考えられることから、訴えの提起前に被告が日本国内に住所を有していたと認められるときは、原則として日本の裁判所が管轄権を有するものとしたうえで、被告が日本国内に最後の住所を有していた後、訴えの提起前に外国に住所を有していたと認められる場合には、この限りでないものとされている。

③ 外交官等に対する訴え（本条Ⅱ）
本項は、大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えに

ついて、世界中のどこかに少なくとも一つは国際裁判管轄が認められる地が存在するようにする必要がありと考えられることから、本条一項の規律にかかわらず、日本の裁判所が管轄権を有することを定めるものである。本項の「大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人」の範囲は、四条三項と同様である。

④ 法人その他の社団または財団に対する訴え
(本条Ⅲ)

本項は、法人その他の社団または財団(以下「法人等」という)に対する訴えにつき、①その主たる事務所または営業所(以下「事務所または営業所」を「営業所等」という)が日本国内にあるとき、②その営業所等がない場合またはその所在地が知れない場合において、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所が管轄権を有することを定めるものである。

本項の趣旨は、国内土地管轄について定める四条四項と同様に、法人等にとっての住所地である主たる営業所等が所在する地の国の裁判所に国際裁判管轄を認めることが相当であるという点にある。本項によれば、外国に本店を有し、日本に営業所等がある企業を被告とする場合には、営業所等が日本にあるというのみをもって日本の裁判所に管轄権が認められることはなく、三条の三各号・三条の四等の要件を満たす必要がある。

〔日暮直子〕

(契約上の債務に関する訴え等の管轄権)

第三条の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ

当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関し行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

三 財産権上の訴え

一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関し行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

三 財産権上の訴え

一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関し行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

三 財産権上の訴え

四 事務所又は営業所又は営業所

請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき(その財産の価額が著しく低いときを除く)。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者が日本国内にあるとき。

者に対する訴え又は社員であった者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの

ロ 社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であった者又は検査役若しくは検査役であった者に対する訴えは検査役としての資格に基づくもの

ニ 会社その他の社団の債権者からの社員又は社員であった者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの

八 不法行為に関する訴え
不法行為があった地が日本国内にあるとき

九 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え
損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき

十 海難救助に関する訴え
海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき

十一 不動産に関する訴え
不動産が日本国内にあるとき

十二 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え
相続開始の時に被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時に被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は住所が知れない場合には被相続人

が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していたときを除く）。
同号に定めるとき。

十三 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの

〔平23法三六本条追加〕

① 本条の趣旨

本条は、国内土地管轄の特別裁判籍に相当する規定である。

② 債務の履行地（本条1）

(1) 本号は、①契約上の債務の履行の請求を目的とする訴えまたは②契約上の債務に関して行われた事務管理もしくは生じた不当利得に関する請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴えについて、(i)契約において定められた債務の履行地が日本国内にあるとき、または(ii)契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。

国内土地管轄については、不法行為に基づく損害賠償請求権、不当利得返還請求権等の法定債権も含めて義務履行地の裁判所に管轄を認めているが、本

号が対象とする訴えの範囲は、財産権上の訴えのうち、契約上の債務の履行を目的とする訴えまたは契約上の債務に関する請求を目的とする訴えであり、契約上の債務と関連性のない不法行為に基づく損害賠償請求権等の法定債権に基づく請求を含まない。これは、法定債権に係る義務履行地は、原告が訴えを提起した国の国際私法により決定される準拠法により定まることとなるので、不法行為等の原因行為が行われた時点では、被告が義務履行地を予測することは困難であり、そのような義務履行地に国際裁判管轄を認めると、被告の予測しない国での応訴を強いることになるからである。

(2) 本号の対象とする訴えの第一の類型は、「契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え」である。ここにおいて「債務」とは、訴えに係る請求に対応する債務をいい、訴えに係る請求が売買契約に基づく代金支払請求であれば、代金支払債務の履行地が日本国内にある場合に、日本の裁判所に訴えを提起できることとなる。

本号の対象とする訴えの第二の類型は、「契約上の債務に関する請求を目的とする訴え」である。これは、性質上は法定債権であっても、契約上の債務から派生または転化したものを包含しようという趣旨によるものであり、この訴えには、本号に示されているのとおり、(a)契約上の債務に関する事務管理に係る請求、(b)契約上の債務に関する不当利得に係る請求、(c)契約上の債務不履行による損害賠償請求、(d)その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴えが含まれる。

(3) 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え

または契約上の債務に関する請求を目的とする訴えについて日本の裁判所に提起することができるのは、(i)契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、または(ii)契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるときである。

前記(i)は、契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるときには、その債務の履行の請求を目的とする訴えは日本において解決することが当事者の意思にかなうと考えられることに基づくものである。この契約は書面によることを要するものではなく、黙示の合意も含むものであり、純然たる国内取引については、債務の履行地を日本国内とする旨の黙示の合意があるのが通常であろう。

前記(ii)は、当事者が契約において準拠法を選択した場合の規定であり、契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるときには、債務の履行地を当事者が予測することが可能であり、その債務の履行地がある日本の裁判所に管轄権を認めても当事者の予測に反しなうと考えられることに基づくものである。

③ 手形または小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え（本条2）

本号は、手形または小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、手形または小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができることを定めるものであり、五条二号と同様の趣旨に基づく規定である。

④ 財産所在地等（本条3）

本号は、財産権上の訴えについて、①請求の目的

が日本国内にあるとき、または②当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき（その財産の価額が著しく低いときを除く）は、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。

(1) 請求の目的の所在地による管轄権については五条四号と同様、請求の目的が日本国内にあるときは、請求の目的の所在地で訴えを提起されたとしても、被告にとって不意打ちにならないと考えられることから、日本の裁判所に訴えを提起することができることとされたものである。

(2) 差押可能財産の所在地による管轄権については被告の差押可能財産については、これが日本国内にある場合には、債権者である原告が債務名義を得て、その財産に対して強制執行をすることができるようにする必要があると考えられることから、財産権上の訴えで金銭の支払を請求するものについて、被告の差押可能財産が日本にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起することができることとされたものである。

国内土地管轄について定める五条四号は、訴えの対象に関し、金銭の支払を請求する財産権上の訴えに限定されていないが、国際裁判管轄については、債権者が日本国内に存在する財産に対して強制執行をする便宜を考慮して、差押可能財産の所在地による管轄権を認めることとされたことから、本号では、その対象が財産権上の訴えのうち「金銭の支払を請求するもの」に限定されている。

本号下段において、差し押さえることができる被告の財産の価額が著しく低いときは、本号を適用し

ないこととされているのは、被告の差押可能財産が日本国内に所在するときであっても、その財産の価額が著しく低く、強制執行をしても債権の回収の見込みがほとんどないような場合に日本の裁判所の管轄権を認めると、その財産に対して強制執行をして債権の回収を図るという本号の趣旨にそぐわず、名目的な財産の存在を理由とする過剰な管轄権を認めることとなるためである。

「財産の価額が著しく低いとき」とは、請求金額との均衡を要するものではなく、その例としては、商品の見本や身回品等を挙げる事ができる（東京地判昭34・6・11下民一〇巻六号一二〇四頁では、財産が商品の見本等であり、それらが日本国内に所在したのは偶然の結果に近いことなどを理由に日本の裁判所の管轄権が否定された）。

⑤ 事務所または営業所の所在地等（本条4）

本号は、日本国内に営業所等を有する者に対する訴えで、その営業所等が日本国内にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起することができることを定めるものである。

本号は、五条五号と同様に、業務の中心となっている営業所等は、その業務については住所に準ずるものとみることができ、その所在地のある国の裁判所に業務に関する紛争を審理させることが便宜であることから、営業所等を有する者に対する訴えでその営業所等における業務に関するものについて、日本の裁判所に提起することができることとされたものである。

本号の営業所等における業務とは、国内における

業務に限定されるものではない。例えば、その法人の営業所がそのアジアにおける業務を統括している場合には、統括するアジア地域における取引に係る訴えについても、本号により日本の裁判所が管轄権を有するものと考えられる。

⑥ 日本において事業を行う者に対する訴え（本条5）

本号は、日本において事業を行う者に対する訴えについて、当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるときは、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。

日本において取引を継続しようとする外国会社については、平成一四年の商法改正により、営業所の設置義務が廃止され、現在は、営業所の存否にかかわらず、日本における代表者を定めなければならず、日本における代表者のうち一人以上は日本に住所を有する者でなければならないこととされ（会社法八一七I）、外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有することとされている（会社法八一七II）。したがって、現在、日本において取引を継続しようとする外国会社には、営業所を設置しているものと、営業所を設置せずに日本における代表者を定めているものとが存在することになる。本条四号は、営業所を設置せずに日本における代表者を定めているにすぎない外国会社に対する訴えについては適用がないが、営業所を設置することなく日本において取引を継続してする外国会社についても、その者の日本における業務に関する訴えについては、日本の裁判所に提起する

ことができるようにする必要がある。また、営利事業を営む外国会社に限らず、日本において事業を行う外国の個人や社団または財団についても、同様の趣旨が当てはまる。

そこで、本号は、日本において事業を行う者に対する訴えについて、当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるときには、日本の裁判所に提起することができることとされている。

本号は日本における事業の継続性に着目したものであり、例えば、日本において事業を行う外国の社団または財団が、日本向けのウェブサイトを開設するなどして、日本国内における営業所を介することなく日本の法人とその業務に関する取引を直接行った場合には、その取引に係る訴えについては、本号により日本の裁判所が管轄権を有することとなる。

⑦ 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え（本条6）

本号は、五条七号と同様の趣旨から、船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて、船舶が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。

⑧ 会社その他の社団または財団に関する訴え（本条7）

本号は、社団または財団に関する訴えでイからニまでに掲げるものについて、①当該社団または財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、②法人でない場合にはその主たる営業所等が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。

本号イから二までに掲げる訴えの意義は、五条八号のイから二までに掲げる訴えと同義であり、本号イに掲げる訴えの例としては、持分会社から社員に対する出資懈怠に基づく損害賠償請求（会社法五八二I）を、本号ロに掲げる訴えの例としては、清算持分会社から清算人に対する任務懈怠に基づく損害賠償請求（会社法六五二）を、本号ハに掲げる訴えの例としては、会社から検査役に対する任務懈怠に基づく損害賠償請求を、本号ニに掲げる訴えの例としては、持分会社の債権者から社員に対する会社債務の履行請求（会社法五八〇）をそれぞれ挙げることができる。

前記①は、社団または財団が法人である場合の規定である。国内土地管轄を定める場合には、日本の裁判所が管轄権を有することが前提となるため、設立準拠法を基準とする余地はないのに対し、国際的な事案でいずれの国の裁判所が管轄権を有するか否かが問題となる場面では、法人に関する訴えについては、その活動を規律する設立準拠法を国際裁判管轄の基準とすることが相当であると考えられる。そこで、日本の法令により設立された社団または財団に関する本号の訴えについては、日本の裁判所に訴えを提起することができることとされたものである。

前記②は、社団または財団が法人でない場合の規定であり、いわゆる権利能力なき社団または財団が想定されている。権利能力なき社団または財団の主たる営業所等が日本国内にあるのであれば、当該社団または財団に関する訴えについて日本の裁判所に提起することができることとされたものである。

⑨ 不法行為に関する訴え（本条8）

本号は、不法行為に関する訴えについて、不法行為があった地には、証拠資料や証拠方法が所在していることが多く、また、被害者にとっても便宜であることから、不法行為があった地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものを除く）は、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。

本号にいう「不法行為に関する訴え」とは、必ずしも民法七〇九条から七二四条に規定する不法行為概念と同一のものではない。五条九号と同様、民法以外の法令に規定される違法行為も含む概念であり、例えば知的財産権の侵害に基づく損害賠償請求および差止請求もこれに含まれる。

また、「不法行為があった地」とは、五条九号と同様、加害行為そのものが行われた地と加害行為によって惹起された結果が発生した地の両方を含む。すなわち、加害行為が日本国内で行われた場合にとどまらず、加害行為自体は外国で行われたとしても、結果発生が日本国内である場合にも、「不法行為があった地」は日本であり、日本の裁判所に管轄権を認め得ることになる。

本号下段の括弧書きは、日本国内における結果の発生が通常予見することができる場合にまで日本の裁判所に管轄権を認めると、被告にとって応訴の負担が大きく、当事者間の衡平を欠くことから、加害行為地が外国にあり、結果発生地が日本国内にある場合において、日本国内におけるその結果の発生

が通常予見することのできないものであったときには本号を適用しないこととされている。

⑩ 船舶の衝突その他会場の事故に基づく損害賠償の訴え（本条9）

本号は、五条一〇号と同様の趣旨から、船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えについて、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。

⑪ 海難救助に関する訴え（本条10）

本号は、五条一一号と同様の趣旨から、海難救助に関する訴えについて、海難救助があった地または救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。

⑫ 不動産に関する訴え（本条11）

本号は、不動産に関する訴えについて、不動産が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。本号は、五条一二号と同様に、不動産の所在地には、係争物である土地・建物、登記簿が存在するなど証拠調べに便宜であり、また、利害関係者が近くに居住していることも多いことから、不動産に関する訴えについて、不動産が日本国内にある場合には、日本の裁判所に訴えを提起することができることとされたものである。

⑬ 相続権等に関する訴え（本条12・13）

一二号は、相続権もしくは遺留分に関する訴えまたは遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えについて、一三号は、相続債権その他相

続財産の負担に関する訴えで一二号に掲げる訴えに該当しないものについて、いずれも、相続開始の時ににおける被相続人の住所等が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができることを定めるものである。

なお、国内土地管轄の規定である五条一五号については、今回の改正（平23法三六）により、「相続財産の全部または一部が相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄区域内にあること」との要件が削除されている。

「日暮直子」

（消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権）

第三条の四 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関する労働者からの事業主に対する訴えは、個別労働関係民事紛争に係る

労働契約における労務の提供の地（その地が定まっていない場合にあっては、労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

3 消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについては、前条の規定は、適用しない。

〔平23法三六本条追加〕

① 本案の趣旨

消費者と事業者との間の契約および労働者と事業主との間の契約においては、国内の事案か国際的な事案かを問わず、経済力および交渉力に格差が存在する。とりわけ国際的な事案においては、①法令や言語の異なる外国の裁判所において消費者もしくは労働者が訴えを提起し、またはその裁判所で応訴することは困難である、②国内事案と異なり、裁量移送により当事者間の衡平を図ることはできないなどの事情があり、国内の事案に比して、裁判所へのアクセスの保障に配慮する必要性がよりいっそう高い。そこで、今回の改正（平23法三六）により、消費者契約に関する訴えおよび労働関係に関する訴えの管轄権について、特則が設けられた。

- ② 消費者契約に関する訴え（本条ⅠⅢ）
- ① 対象となる訴え

一項および三項が対象とする訴えは、「消費者（個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう）と事業者（法人その他の社団または財団および事業としてまたは事業のために

に契約の当事者となる場合における個人をいう）」との間で締結される契約（労働関係を除く）に関する訴えである（法の適用に関する通則法「以下「通則法」という」一一一参照）。

- ② 消費者から事業者に対する訴え

一項は、消費者から事業者に対する訴えについて、三条の二および三条の三による管轄権に加え、消費者の裁判所へのアクセスの便宜と訴えを提起される事業者の予測可能性を考慮し、消費者契約締結時の消費者の住所または訴え提起時の消費者の住所が日本国内にあれば、日本の裁判所に訴えを提起することができることを定めるものである。

- ③ 事業者から消費者に対する訴え

三項は、事業者から消費者に対する訴えについては、国内土地管轄という特別裁判籍に相当する三条の三の規定は適用しないことを定めるものである。すなわち、本項によれば、事業者が消費者の住所地のある国の裁判所で訴えを提起する場合のほかは、消費者契約に関する紛争を対象とする管轄権に関する合意がその効力を有する場合や消費者が応訴した場合に限り、日本の裁判所が管轄権を有することとなる。これは、国際的な事案においては消費者が住所等のある国以外の国の裁判所に応訴することは困難であることを考慮し、事業者が三条の三の規定する管轄権の原因により日本の裁判所に訴えを提起することが制限されたためである。

- ③ 労働関係に関する訴え（本条ⅡⅢ）
- ① 対象となる訴え

二項および三項が対象とする訴えは、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の

労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（個別労働関係民事紛争）に係る訴えである（労働審判法一参照）。個別労働関係民事紛争の具体例としては、解雇の効力を争う紛争、賃金や退職金の支払を求める紛争等を挙げることができ、労働審判法一条と同様、一般の民事紛争、集团的な労働紛争、募集および採用に関する紛争等は対象とされていない。

(2) 労働者から事業主に対する訴え

二項は、労働者から事業主に対する訴えについては、労働者の裁判所に対するアクセスを確保するとの観点から、労務の提供の地（これが定まっていなときは雇入事業所の所在地）が日本国内にある場合には、日本の裁判所が管轄権を有することを定めるものである。労務の提供の地を基準としているのは、労働者が労務を提供している地は、労働者にとってアクセスが容易であり、事業主にとっても、労務の提供の地で訴えを提起されたとしても、その予測可能性を害するとはいえないと考えられるからである。

本項の「労務の提供の地」は、労働者の裁判所へのアクセスを確保するという趣旨に照らし、契約上の形式的な労務提供地ではなく、労働契約に基づき現実には労務を提供しているまたは提供していた地を意味し、労働者が外国を転々として労務の提供をした場合には、必ずしも一つには限られないと解される。この点、通則法一二条二項にいう「労務を提供すべき地」は、準拠法を決定するためにいずれかの一方所に定められるものであり、本項の「労務の提供の地」とはその意義を異にしている。

(3) 事業主から労働者に対する訴え

三項は、事業主から労働者に対する訴えについては、国内土地管轄でいう特別裁判籍に相当する三条の三の規定は適用しないことを定めるものである。すなわち、本項によれば、事業主が労働者の住所のある国の裁判所で訴えを提起する場合のほかは、個別労働関係民事紛争を対象とする管轄権に関する合意がその効力を有する場合および労働者が応訴した場合に限り、日本の裁判所が管轄権を有することとなる。これは、労働者の防御の機会を確保するという観点から、消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えと同様に、事業主が本項の規定により訴えを提起することを制限されたためである。

〔日暮直子〕

（管轄権の専属）

第三条の五 会社法第七編第二章に規定する訴え

（同章第四節及び第六節に規定するものを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第六章第二節に規定する訴えその他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属する。

2 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。

3 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権

は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する。

〔平23法三六本条追加〕

① 本条の趣旨

本条は、管轄権の専属に関する規定である。

② 会社法第七編第二章等に規定する訴え（本条一）

本項は、①会社法第七編第二章に規定する訴え（同章第四節および第六節に規定するものを除く）、②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第六章第二節に規定する訴え、③その他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団または財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権について、日本の裁判所に専属することを定めるものである。

本項がその対象を日本の法令により設立された社団または財団に関する訴えに限定しているのは、外国の法令により設立された社団または財団（擬似外国会社（会社法八二―I）を含む）の組織に関する訴えなどについては、当該社団または財団の設立準拠国の裁判所に委ねることが相当であると考えられるからである。

本項は、会社法第七編第二章に規定する訴えのうち、第四節および第六節に規定する訴えをその対象から除いている。同章第四節に規定する訴え（特別清算に関する訴え）が本項の対象とされなかったのは、特別清算という倒産手続に属する訴えについての規定であるため、同章第一節から第三節、第五節および第七節に規定する訴えとは、規定の趣旨および内容を異にするからである。

また、同章第六節に規定する訴え（清算持分会社の財産処分取消しの訴え）が本項の対象とされなかったのは、国内土地管轄についても専属とはされておらず、この訴えの性質が通常詐害行為取消しの訴えであることに照らすと、日本の裁判所の専属とする必要はないと考えられたからである。

前記③の「これらに準ずるもの」には、(i)会社法および一般法人法（以下「会社法等」という）の前記訴えに関する規定を準用するもの（例えば、保険業法三〇の八Ⅵ、弁理士法五五Ⅰに規定する訴え）、(ii)当該法令には会社法等の前記訴えに関する規定を準用する規定はないが、性質上、会社法等の前記訴えに準ずる、つまり、会社法等の前記訴えと同様に団体固有性が強く、法律関係の画一的処理の必要性が高い訴え（例えば、宗教法人や医療法人の組織に関する訴え）などが含まれる。

③ 登記または登録に関する訴え（本条Ⅱ）

本項は、登記または登録（以下「登記等」という）に関する訴えの管轄権について、登記等をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属することを定めるものであり、知的財産権の登録に関する訴えも、登録に関する訴えに含まれる。本項によれば、登記等をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所のみが管轄権を有することとなり、登記等をすべき地が外国にある場合には、他の管轄権の原因（三の二など）の存在が認められる場合であっても、訴えは却下されることとなる。

④ 知的財産権の存否または効力に関する訴え（本条Ⅲ）

本項は、知的財産基本法二条二項に規定する知的

財産権のうち、設定の登録により発生するものの存否または効力に関する訴えの管轄権は、当該登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属することを定めるものである。

本項が対象とする権利は、知的財産基本法二条二項に規定する知的財産権のうち、設定の登録により発生するものである。具体的には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権（以下「特許権等」という）を挙げることができる。

本項の訴えの管轄権が専属的なものとされたのは、特許権等の設定の登録により発生する知的財産権は、各国の行政処分により付与されることも多く、その権利の存否や有効性については、登録国の裁判所が最もよく判断することができると考えられるからである。

本項は、知的財産権の「存否または効力」が訴訟物として争われる場合を対象としており、具体的には、特許権の不存確認の訴えや特許無効確認の訴えなどが考えられる。知的財産権の「帰属」が争われる場合は本項の対象外であり、また、例えば、知的財産権の侵害訴訟において、被告が抗弁として特許権の無効を主張した場合も対象外である。

なお、知的財産権の侵害に係る訴え（損害賠償の訴え、差止め訴えなど）は、三条の三第八号の「不法行為に関する訴え」に当たると解される。日本で設定の登録がされた特許権等の侵害に係る訴えについては、特許権等の属地性に照らし、侵害行為の全部または一部が日本国内で行われると考えられることから、同号により、日本の裁判所に訴えを提起することができることになる。他方、外国特許権等の

侵害に係る訴えの管轄権については、登録国の裁判所に専属するものとはせず、三条の二や、三条の三第八号等の他の規律に委ねることとされている。
〔日暮直子〕

（併合請求における管轄権）

第三条の六 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

〔平23法三六本条追加〕

① 請求の客観的併合（本条本文）

本条本文は、一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができることを定めるものである。

国内土地管轄における請求の客観的併合については、同種の訴訟手続による場合であること（一三六）のほかに特段の要件はない。しかしながら、国際的な事案においては被告の応訴の負担が大きく、日本の裁判所が管轄権を有する請求とは関連性のない請求についてまで、法令や言語の異なる他国の裁判所で応訴することを求めるのは酷であり、管轄権を有

する他の裁判所に事件を裁量移送することもできない。そこで、一の請求と他の請求との間に密接な関連があることを要するとされている。これは、最判平13・6・8民集五五巻四号七二七頁（ウルトラマン事件）で示された考え方も一致している。

「密接な関連」の有無は、反訴における関連性の要件の判断の場合と同様、本条の趣旨を踏まえ、併合される請求自体、その請求の基礎となる事実関係（契約の同一性、原因となった行為の同一性等）、請求に係る権利関係の同一性等を総合的に考慮して判断されることとなると解される。

② 請求の主観的併合（本条ただし書）

本条ただし書は、いわゆる請求の主観的併合についての規律であり、一の被告に対する請求について日本の裁判所に管轄権が認められるが、他の被告に対する請求について日本の裁判所に管轄権が認められない場合の請求の併合について、三十八条前段の定める場合、すなわち、①訴訟の目的である権利または義務が数人について共通であるとき、または②同一の事実上および法律上の原因に基づくときに限り、これを認めることを定めるものである。

併合される請求について日本の裁判所が管轄権を有しない場合における請求の主観的併合については、併合される請求の被告にとっての応訴の負担が大きい、他方で、三十八条前段の定める要件は十分に厳格であり、訴訟の目的につき合一にのみ確定すべき場合以外には主観的併合を認めないとまですることは、関連性を有する紛争を同一訴訟手続により一回的かつ統一的に解決することが望ましいことに照らすと厳格にすぎる。そこで、三十八条前段に規定

する場合に限り、請求の主観的併合ができるとされたものである。

〔日暮直子〕

（管轄権に関する合意）

第三条の七 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

4 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができなるときは、これを援用することができない。

5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合

に限り、その効力を有する。

一 消費者契約の締結の時に消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意）については、次号に掲げる場合を除き、その国以外

の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

三 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

四 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

五 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

六 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限

り、その効力を有する。

一 労働契約の終了の時にされた合意であつて、その時における労務の提供の地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨を定めたもの（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外

〔平23法三六本条追加〕

① 本条の趣旨

企業間の取引実務などにおいては、契約書等において、当該取引に関して生じた紛争について、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかを定める条項が置かれていることが少なくなく、この

ような合意には、特定の国の裁判所のみ訴えを提起することができる旨の専属的な管轄条項及びその国の裁判所にも訴えを提起することができる旨の付加的な条項が含まれる。本条は、従前の裁判例および実務においてこのような合意が有効とされてきたことも踏まえ、国際裁判管轄についての合意（今回の改正〔平23法三六〕により新設された本条においては、「管轄権に関する合意」という用語が用いられているが、以下、一般的に使われている「国際裁判管轄の合意」という用語を用いて説明する）について、その有効要件、方式について定めるものである。

② 一般的な規律（本条Ⅰ～Ⅳ）

(1) 一項は、一一条一項と同趣旨の規定であり、当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができることを定めている。したがって、国際裁判管轄に関する合意は、原則として有効であるが、①本条四項に該当する場合、②本条五項および六項により国際裁判管轄に関する合意の効力が制限される場合、③その合意が著しく不合理で民法九〇条などの公序法に反する場合（最判昭50・11・28民集二九卷一〇号一五五四頁〔チサダナ号事件〕参照）、④管轄権の専属に関する三条の五を適用すると日本の裁判所が管轄権を有しない場合等には、その合意は無効とされ、またはその援用ができない。

国際裁判管轄の合意が主張される場面としては、①日本の裁判所を指定する国際裁判管轄の合意に基づいて、日本の裁判所に訴えが提起される場合と、②他の管轄の原因に基づいて日本の裁判所に提起された訴えにおいて、外国裁判所を指定する国際裁判

管轄の合意が日本の裁判所の管轄権を排斥する抗弁として主張される場合が考えられる。本項は、双方の場面を規律するものである。

なお、実務上は、管轄裁判所を「東京地方裁判所」「ニューヨーク東部地区連邦裁判所」などとする合意がされることが考えられる。この場合には、訴えることのできる裁判所の属する国を「日本」「米国」とする合意と、国内の管轄裁判所を「東京地方裁判所」「ニューヨーク東部地区連邦裁判所」とする合意が含まれていると考えられる。本項が対象とするのは、裁判所の属する国を対象とする合意である。

(2) 二項は、国際裁判管轄に関する合意は、当事者に与える影響が大きく、慎重にされる必要があることから、一一条二項と同様に、国際裁判管轄に関する合意を一定の法律関係に基づくものに限定し、その方式として書面によることを要求している。

(3) 三項は、電磁的記録による場合には、書面による場合と同程度の明確性や慎重性を確保できると考えられることから、一一条三項と同様に、合意が電磁的記録によりされたときは、書面によってされたものとみなすこととしている。

(4) 四項は、外国の裁判所のみ訴えを提起することができる旨の合意について、その外国の裁判所が法律上または事実上の原因により裁判権を行うことができないときは、これを援用することはできないこととするものであり、当事者の裁判を受ける権利の保障の観点から設けられた要件である。

本項の「法律上または事実上の原因により裁判権を行うことができないとき」のうち、「法律上の原

因により裁判権を行うことができないとき」とは、例えば、合意された国の法令によれば当該訴えについてその国の裁判所が管轄権を有しない場合をいい、「事実上の原因により裁判権を行うことができないとき」とは、例えば、戦乱、天災その他の原因によりその国の司法制度が実際上機能していないような場合をいう。

③ 消費者契約に関する紛争についての特別（本条Ⅴ）

(1) 本項は、将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする国際裁判管轄の合意について定めるものである。

消費者契約においては、約款や定型の契約書に専属管轄の合意条項が置かれることが少なくないが、消費者はそのような条項の意味を十分に理解せずに契約することが多く、また、その条項を削除した契約をすることは実際上困難である。国内土地管轄においては、専属管轄の合意がある場合でも裁量移送により訴訟を他の管轄裁判所に移送することができ、国際的な事案においては移送により当事者間の衡平を図ることはできないことから、管轄権に関する事前の合意が効力を有する範囲は一定の範囲に限定すべきであると考えられる。

他方、紛争が生じた後にされた合意であれば、消費者としても、特定の紛争の発生を前提に慎重に判断して合意することが期待されることから、その効力について限定をする必要はなく、国際裁判管轄の合意一般の規律に服せば足りると考えられる。

そこで、本項では、消費者契約に関する紛争を対象とする事前の国際裁判管轄の合意は、一号および

二号の定める場合を除き、原則として効力を有しないものとされている。

(2) 一号は、事業者と消費者が、消費者契約締結時の消費者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨の国際裁判管轄の合意をする場合には、その合意は有効であることを定めるものである。本号によれば、消費者契約締結の際、事業者と日本に住む消費者が、管轄権に関する合意として、日本の裁判所を合意した場合には、訴え提起時にその消費者の住所が外国にあったとしても、その合意は効力を有することとなるため、その事業者は、その合意に基づき日本の裁判所に訴えを提起することができることとなる。

また、本号においては、事業者と消費者との間の事前の合意が有効とされる場合であっても、その合意が専属的な国際裁判管轄の合意であるときは、専属的な合意としての効力は認めず、二号に掲げる場合を除き、付加的な合意とみなされることとされている。

(3) 二号は、①消費者が、国際裁判管轄の合意に基づき、合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、または②事業者が訴えを提起した場合において、消費者が国際裁判管轄の合意を援用したときは、合意はその効力を有することを定めるものである。国際裁判管轄の合意を有効なものとして消費者が援用するなどした場合には、合意に完全な効力を認めたとしても消費者の利益を損なうことはないと考えられたためである。

- ④ 労働関係に関する紛争についての特則(本条Ⅴ)
- (1) 本項は、将来において生ずる個別労働関係民

事紛争を対象とする国際裁判管轄の合意について定めるものである。

労働契約においては、事業者と労働者との間に交渉力および経済力の格差があることから、労働契約において専属管轄の合意条項が置かれると、労働者がそのような条項を拒否することは実際上困難である。国内土地管轄においては、専属管轄の合意がある場合でも裁量移送により訴訟を他の管轄裁判所に移送することができるが、国際的な事案においては移送により当事者間の衡平を図ることはできないことから、管轄権に関する事前の合意が効力を有する範囲は一定の範囲に限定すべきであると考えられる。

他方、紛争の生じた後にされた合意であれば、労働者としても、特定の紛争の発生を前提に慎重に判断して合意することが期待されることから、その効力について限定をする必要はなく、管轄権に関する合意一般の規律に服せば足りると考えられる。

そこで、本項では、将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする国際裁判管轄の合意は、一号および二号の定める場合を除き、原則として効力を有しないものとされている。

(2) 一号は、労働契約終了時の合意であり、最後の労務提供地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意をしたときには、その合意は有効であることを定めるものである。これは、①労働契約の終了時であれば、労働者と事業主との交渉上の格差も労働契約締結時や労働契約継続中に比べて小さいこと、②労働者にとっても、労働契約の終了時点での労務提供地がある国に住所を有することが

多く、その国で当該労働関係に関する紛争を解決することを予期していたともいえることなどによるものである。

また、本条五項一号と同様、本号においても、事業主と労働者との間の事前の合意が有効とされる場合であっても、当該合意が専属的な国際裁判管轄の合意である場合には、専属的な合意としての効力は認めず、付加的な合意とみなされる。

(3) 二号は、①労働者が国際裁判管轄の合意に基づきその合意に係る国の裁判所に訴えを提起したとき、または②事業主が訴えを提起した場合において、労働者が国際裁判管轄の合意を援用したときには、その合意は有効であることを定めるものである。本条五項二号と同趣旨の規定である。

〔日暮直子〕

(応訴による管轄権)

第三条の八 被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、裁判所は、管轄権を有する。

〔平23法三六本条追加〕

本条の趣旨・内容

本条は、被告の応訴により認められる管轄権について定めるものである。

なお、国際裁判管轄に関する規定に違反する旨の主張については、控訴審においても主張することを可能としたうえで、控訴審において被告が日本の裁判所の管轄権を争わない旨を明らかにした場合に

は、応訴による管轄権の成立を認めることが相当であると考えられる。したがって、本条では、一二条と異なり、「第一審裁判所において」という要件が設けられていない。

法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある訴えについて、応訴による管轄権の規律が適用されないことは、国際裁判管轄の合意と同様である（三の二〇参照）。

〔日暮直子〕

（特別の事情による訴えの却下）

第三条の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

〔平 23 法三六本条追加〕

本条の趣旨・内容

本条は、三条の二以下の規定を適用すると日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨のいわゆる専属的な国際裁判管轄の合意に基づき訴えが提起された場合を除く）においても、事案の性質、応訴による被告の

負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理および裁判をすることが当事者間の衡平を害し、または適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部または一部を却下することができることを定めるものである。

国内土地管轄に関しては、第一審裁判所は、事案における具体的な事情を考慮し、訴訟を他の管轄裁判所に移送することができるという裁量移送の制度があるが（一七）、国際裁判管轄が問題となる事案では裁量移送の制度を利用することができないことから、日本の裁判所が審理および裁判をすることが当事者間の衡平を害し、または適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認められる場合には、訴えを却下することができるようにすることが相当であると考えられる。

そこで、本条は、日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、個別事案における具体的な事情を考慮し、訴えの全部又は一部を却下することができることとされており、この規定は、確立した判例実務を踏まえたものである（最判平 9・11・11 民集五 一巻一〇号四〇五五頁「ファミリー事件」参照。同事件は、ドイツから自動車等を輸入している日本法人が原告となり、ドイツに居住する日本人を被告として、ヨーロッパにおける自動車の買付けを委託し、買付資金として預託した金員の返還を求めた訴訟において、同契約がドイツ国内で締結され、原告が被告と同国内における種々の業務を委託することを目的とするものであり、同契約において日本国内の地を債務の履行場所とすることまたは準拠法を日本法とすることが明示的に合意されていたわけではなく、被

告が二〇年以上にわたりドイツ国内に生活上および営業上の本拠を置いており、被告の防衛のための証拠方法も同国内に集中しているなどの判示の事実関係の下においては、日本の国際裁判管轄を否定すべきと判断した）。

前掲最判平 9・11・11 によって定立されたいわゆる特段の事情の法理については、裁判所が個別の管轄原因について審理判断をすることなく安易に同法理に依拠して判断するために、当事者の予測可能性や法的安定性が損なわれているとの批判のあったところであるが、今回の改正（平 23 法三六）により国際裁判管轄に関するルールが明確に定められたことにより、改正後は、個々の管轄原因についての審理判断がされたうえで、例外的に本条の「特別の事情」の有無を判断するという実務の運用が定着していくものと思われる。

考慮要因として挙げられている「事案の性質」とは、紛争に関する客観的事実（請求の内容、契約地、事故発生地等）、「応訴による被告の負担の程度」とは、当事者に関する事情（被告の応訴の負担、当事者の予測可能性等）、「証拠の所在地」とは、証拠の所在や証拠調べの便宜等が例示されたものであり、その他の考慮要因としては、その請求についての外国裁判所の管轄権の有無、外国裁判所における同一または関連事件の係属等の事情が挙げられる。

日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨のいわゆる専属的な国際裁判管轄の合意に基づく訴えについては、本条の適用範囲から除外されている。これは、専属的な国際裁判管轄の合意がある場合にまで事案の具体的な事情により事後的にその効力を否定することを認めると、国際裁判管轄の合意

をすることにより管轄の有無をめぐる紛争を防止しようとした当事者の意図に反すると考えられることによる。

なお、法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある訴えについては、本条の規律が適用されないものとされている（三条の一〇参照）。

本条にいう「当事者間の衡平」は、当事者間の利益の調整との観点から、「適正かつ迅速な審理の実現」は公益的な観点からの要件であるが、必ずしも、そのいずれもが害されまたは妨げられることを要するものではない。

〔日暮直子〕

（管轄権が専属する場合の適用除外）

第三条の一〇 第三条の二から第三条の四まで及び第三条の六から前条までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。

〔平23法三六本条追加〕

本条の趣旨・内容

本条は、管轄権の専属の場合の適用除外についての規定であり、法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある訴えについては、三条の二ないし三条の九の規定よりも優先的に適用されることを定めるものである。

〔日暮直子〕

（職権証拠調べ）

第三条の一 裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができるとができる。

〔平23法三六本条追加〕

本条の趣旨・内容

本条は、一四条と同趣旨の規定であり、日本の裁判所の管轄権の有無の調査に必要な範囲において、証拠調べを職権によっても行うことができる旨を定めるものである。

日本の裁判所が管轄権を有することは、訴訟要件の一つであるから、受訴裁判所は、事件が日本の裁判所の管轄権に属しているかどうか調査する必要がある。そして、日本の裁判所が管轄権を有しない場合には、訴えを却下しなければならない。

義務履行地に基づく管轄権（三の三一）や不法行為に基づく管轄権（三の三八）などのように管轄権の原因となる事実が同時に請求原因事実となっている場合について、日本の裁判所の管轄権の有無を判断するに際し、どの程度の審理を行うべきかが問題となりうるが、最判平13・6・8民集五五巻四号七二七頁は、不法行為に基づく管轄権について、「不法行為の存在が一応の証拠調べに基づく一定程度以上の確かさをもって証明されること（一応の証明）

までは必要ではないが、原則として、被告がわが国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる」旨判示している。

〔日暮直子〕

（管轄権の標準時）

第三条の一 二 日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定める。

〔平23法三六本条追加〕

本条の趣旨・内容

本条は、一五条と同趣旨の規定であり、日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準とすることを定めるものである。一般に訴訟要件の存否は、本家判決の要件であるから、口頭弁論終結時が標準とされるが、国内土地管轄の場合と同様に、日本の裁判所の管轄権に関する訴訟要件については、訴え提起の時を標準として定めることとし、訴え提起時に日本の裁判所が管轄権を有すれば、その後の管轄原因の変動により影響されないこととしている。これは、審理の円滑および手続の安定を図ろうとする趣旨である。「訴え提起の時」の意義は、一五条と同様である。

〔日暮直子〕

第一編 第二章 第二節 管轄

〔平23法三六節数線下〕

判所規則第三号により、本条の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とするものとされた（民事訴訟規則六の二）。

（管轄裁判所の特例）
第一〇条の二 前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらな

いときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

〔平23法三六本条追加〕

◆民事訴訟規則

第六条の二（管轄裁判所が定まらない場合の裁判籍所在地の指定・法第一〇条の二）

法第一〇条の二（管轄裁判所の特例）の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

本条の趣旨・内容

第二章第一節では、三条の三五号や三条の四第一項・第二項などのように、国内土地管轄の管轄の原因となっていない原因により日本の裁判所に管轄権が認められる場合がありうる。このような場合において、民事訴訟法または他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときのための規定を設ける必要があるが、いずれの類型の訴えについてもそのような場合は例外的であると考えられることから、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属することとされたものである。平成二三年最高裁

民事訴訟法の改正条文

(財産権上の訴え等についての管轄)

第五条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。

一〜十四 (略)

十五 相続債権その 同号に定める地

他相続財産の負担

に関する訴えで前

号に掲げる訴えに

該当しないもの

〔平23法三六第一五号改正〕

本条一五号の解説

本号上段の末尾にあった「(相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限る。)」との文言が削除された。三条の三⑬の解説を参照。

〔日暮直子〕

(管轄の合意)

第一条 (略)

2 (略)

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その合意は、書面に

よってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

〔平23法三六第三項改正〕

本条三項の解説

三条の七の新設に伴い(三の七Ⅲ)、本項の「電磁的記録」の次にあった「(電子的方式、磁気的方式の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」との文言が削除された。三条の七②③の解説を参照。

〔日暮直子〕

(中間確認の訴え)

第一四五条 (略)

2 (略)

3 日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により第一項の確認の請求について管轄権を有しないときは、当事者は、同項の確認の判決を求めることができない。

4 (略)

〔平23法三六第三項追加・第四項(旧三項)項数繰下〕

本条三項の解説

本項は、反訴の場合と同様の趣旨から、日本の裁

判所が管轄権の専属に関する規定により中間確認の訴えに係る請求について管轄権を有しないときは、中間確認の訴えを提起することができないことを定めるものである(本項を設けたことにより、改正前の三項は四項に繰り下げられている)。

〔日暮直子〕

(反訴)

第一四六条 (略)

2 (略)

3 日本の裁判所が反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。ただし、日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により反訴の目的である請求について管轄権を有しないときは、この限りでない。

4 (略)

〔平23法三三第三項追加・第四項(旧三項)項数繰下〕

本条三項の解説

本項は、日本の裁判所が反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合における反訴の提起の要件について定めるものである(本項を設けたことにより、改正前の三項は四項に繰り下げられている)。

本項本文は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求または防御の方法と密接に関連する請求を目

的とするときに限り、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができることを定めるものである。

「密接な関連」の有無については、三条の六と同様に、反訴の目的である請求と本訴の目的である請求または防御の方法自体、反訴請求の基礎となる事実関係（契約の同一性、原因となった行為の同一性等）、請求に係る権利関係の同一性等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。

本項ただし書は、日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合（例えば、外国に所在する不動産の登記に関する訴え）には、三条の一〇と同様の趣旨により、管轄権の専属に関する規定が優先されることを定めている。

〔日暮直子〕

（時効中断等の効力発生の時期）

第一四七条 時効の中断又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求は、訴えを提起した時又は第四百三十三条第二項（第四百四十四条第三項及び第四百四十五条第四項において準用する場合を含む。）の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。

〔平23法三六本条改正〕

本条の解説

一四五条三項の追加に伴い、本条括弧書きの「第四百四十五条第三項」が「第四百四十五条第四項」と改められた。一四五条の解説を参照。

〔日暮直子〕

（上告の理由）

第三一二条（略）

2（略）

一・二（略）

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。

三 専属管轄に関する規定に違反したこと（第六条第一項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するべきを除く。）。

四く六（略）

3（略）

〔平23法三六第二項二号の二追加〕

本条二項二号の二の解説

本条は、日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反した判決がされた場合をいわゆる絶対的上告事由とするものである。二項は、いわゆる絶対的上告事由となる事由を掲げており、同項三号は、国内土地管轄に関し、専属管轄に関する規定に違反したことを上告の理由としている。国際裁判管轄に関する規律の場合も、国内土地管轄の場合と同様に、特に公益性の高いものについて、日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定を置いていることから、その規定に違反した場合には、専属管轄の場合と同様に上告の理由とされ、二号の二が新設された。

〔日暮直子〕

民事保全法の改正条文・その他

●民事保全法

(保全命令事件の管轄)

第一条 保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができる。

〔平23法三六本条改正〕

民事保全法 一条の解説

本条は、①日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、または②仮に差し押さえるべき物もしくは係争物が日本国内にあるときに限り、日本の裁判所に保全命令の申立てをすることができることを定めるものである。

本条は、本案裁判所が外国裁判所である事案や係争物等が外国に所在する事案等の国際的な保全命令事件においても、前記①については、保全命令事件の従属性、裁判所の負担軽減、保全命令手続の審査の便宜から、前記②については、緊急性、執行の便宜から、裁判所に申立てをすることができることとするのが相当であるとの考えに基づくものである。

〔日暮直子〕

●その他

【国際訴訟競合】について

国際訴訟競合（国際的三重起訴）とは、外国および日本の裁判所において、同一の事件が同時に係属する状態をいう。国際訴訟競合については、判決の矛盾抵触の回避、訴訟経済等の観点から、一定の場合には自国における訴訟を中止または却下すべきであり、その旨の規定を設けるべきであるとの意見もあるところである。

法制審議会国際裁判管轄法制部会においては、外国の裁判所において同一の事件が係属した場合には、一定の要件の下、日本の裁判所の訴訟手続を中止する規律を設けるかどうかが議論されたが、外国の裁判所で同一の事件が係属した場合には、事案ごと日本に日本の裁判所において弁論等の期日の間隔を調整するなどにより柔軟に対応することが可能である、中止の規律を設けた場合に中止の決定に対する不服申立てを認めると手続が遅延するおそれがあるなどの意見が大勢を占め、結局、規律を置かないこととされた。

〔日暮直子〕

〔ひぐらし・なおこ 東京地方裁判所判事〕